

第6章 推進体制と進行管理

1. 推進体制	160
(1) 多様な主体の連携・協働による推進	160
(2) 庁内及び関係組織による推進体制	162
2. 進行管理	164
3. 指標	166
(1) 数値目標	166
(2) 参考となるその他の指標	167



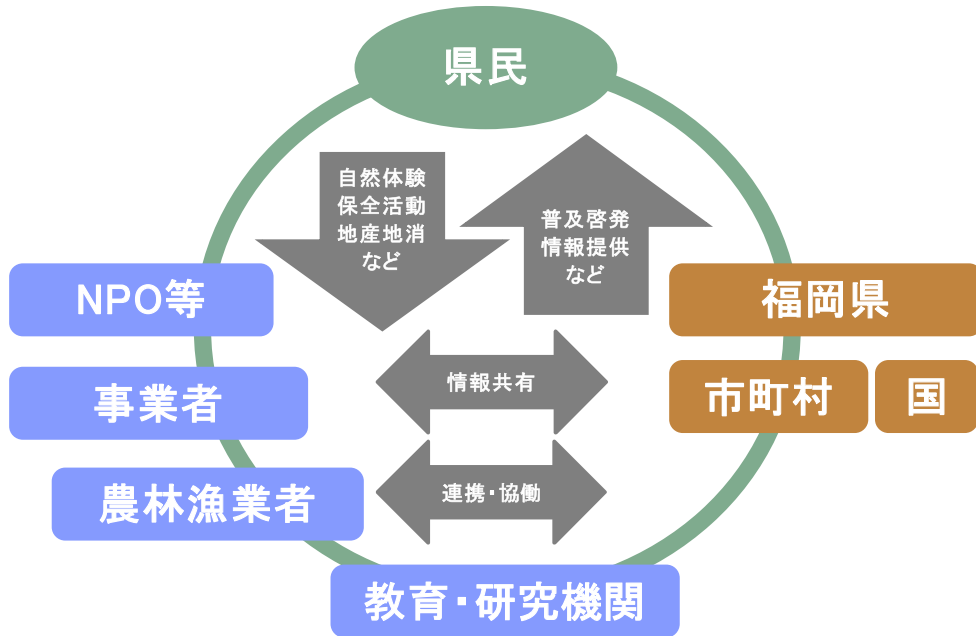
左上/水生生物講座、右上/自然観察会、左下/田植え体験事業、右下/中山間応援サポーター活動

1. 推進体制

(1) 多様な主体の連携・協働による推進

本戦略の着実な推進のため、県民、福岡県、市町村、国、NPO等*、事業者、農林漁業者、教育・研究機関等が互いに連携・協働して、各主体の特徴を生かしながら生物多様性保全のための取組を進めます。

*本戦略では、特定非営利活動法人（NPO 法人）とボランティア団体、自治会・町内会等、公益法人などを総称して「NPO等」と表記しています。



多様な主体の連携・協働による推進

■ 県民の役割

- ・身近な生きものに目を向けて自然とふれあうこと、地産地消に努めて旬のものを味わうことなどを通じて、豊かな自然や生きものの大切さを実感するとともに、生物多様性の重要性について理解を深めていくことが望まれます。
- ・生きものの保護活動や生物多様性を保全・再生する地域活動に参加すること、直接参加できなくても活動を応援することが期待されます。
- ・生物多様性の恵みを将来にわたり利用できるよう、環境に配慮した商品の購入、省エネルギー型のライフスタイルの実践など、持続可能な社会の構築に向けた環境負荷の少ない行動が期待されます。

■ 福岡県の役割

- ・本戦略の目標達成に向けて、行動計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。
- ・戦略推進のための効果的な連携体制を構築し、各主体に対する情報提供等の適切な支援を行います。

■ 市町村の役割

- ・本戦略及び各市町村に特有の生物多様性の特徴・課題を踏まえ、県と方針を共有した上で、地域密着型の施策を計画的に推進する役割を担います。
- ・施策の検討に際しては、NPO等と連携を行うなどして、住民の意向把握に努め、地域の実情にあった施策実施が求められます。

■ NPO等の役割

- ・地域における保全活動の重要な担い手として、生物多様性の保全・再生に関する活動の展開が期待されます。
- ・その経験と専門的な知識や技術を活かし、市民ボランティアの活動や企業の社会貢献活動の支援を行うことが期待されます。
- ・地域参加へのニーズが高い団塊世代をはじめ、広く県民に参加の機会を提供し、生物多様性の重要性の啓発を行うなど生物多様性の社会への浸透を担う役割も期待されます。

■ 事業者の役割

- ・事業活動が生物多様性に与える影響を認識し、できるだけ生物多様性に配慮した事業活動に努めることが期待されます。各企業の事業活動では、事業の直接的な影響のほか、原材料の調達などの間接的な影響も含めて考慮し、環境負荷を低減した事業活動を展開することが期待されます。
- ・その他、保全活動状況の積極的な公表や、社会貢献活動としての地域保全活動への協力・支援などの取組も期待されます。

■ 農林漁業者の役割

- ・自らの生産活動が生物多様性に与える正負の影響を認識し、できるだけ生物多様性に配慮した農林水産業の推進に努めることが期待されます。
- ・農林水産業は生きものに直接触れて関わる産業であり、持続可能な生物資源の利用への配慮と、農林水産業によって維持されている環境の保全、様々な文化への貢献の視点からの取組が期待されます。

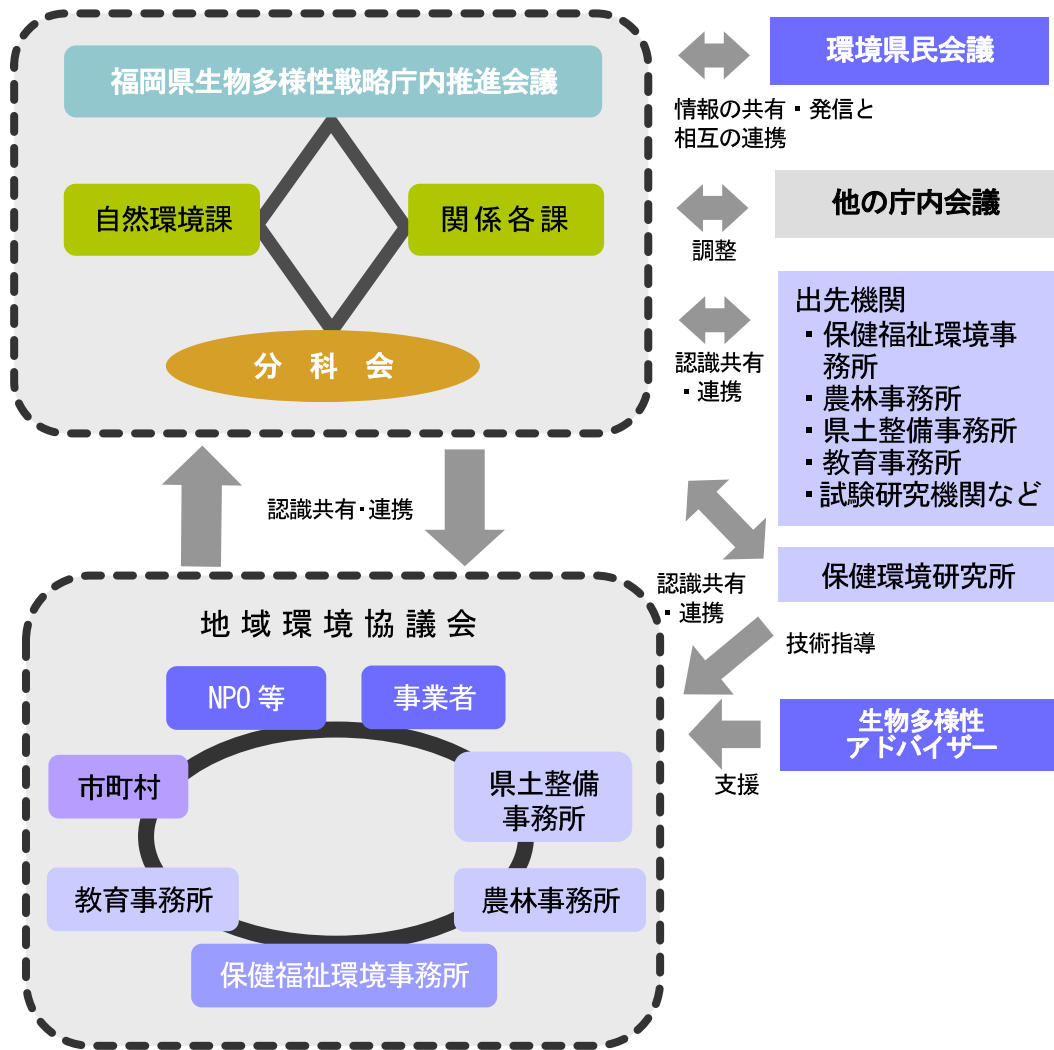
■ 教育・研究機関の役割（大学、博物館、幼稚園・保育所、小・中・高等学校など）

- ・幼児教育における自然体験は、心身の健全な発達に極めて意義が大きいだけでなく、命やものを大切にする豊かな心を育み、自然との共生意識の形成につながることから、積極的な取組が期待されます。
- ・小・中・高等学校においては、生物多様性に関する環境教育を通じて、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動ができる県民を育成する役割が期待されます。
- ・大学や博物館などの研究機関においては、生物多様性に関する知識の普及、専門的な知識や技術を有する人材の育成、生物多様性情報の収集・蓄積、生物多様性についての解明、保全技術の開発などの役割を担うことが期待されます。

(2) 庁内及び関係組織による推進体制

生物多様性に関わる庁内の関係部局が連携し、生物多様性戦略を総合的に推進するための庁内推進体制を整備します。庁内推進体制の中核として「福岡県生物多様性戦略庁内推進会議」を設置し、戦略の推進・進行管理に関する検討・調整を図っていきます。

また、地域における生物多様性の課題共有や保全活動の促進、普及啓発の推進を図るため、保健福祉環境事務所が事務局となり、事業者、NPO等、市町村などが構成メンバーとなる地域環境協議会を活用して連携強化と取組の推進を図っていきます。



庁内及び関係組織の連携による推進

庁内及び関係組織の役割

名 称	内 容
福岡県生物多様性戦略 庁内推進会議	戦略の推進及び進行管理を担います。本戦略に関わりが大きい 庁内関係各課で構成します。
分科会	福岡県生物多様性戦略庁内推進会議の下に、具体的なプロジェ クトや課題を検討するための分科会を設置します。担当者が連 携して取り組める機動力のある組織体制とします。
他の庁内会議	土地利用調整会議や環境対策協議会環境教育部会、開発事業関 連の行政連絡会議等と連携し、戦略の推進を図ります。
地域環境協議会	保健福祉環境事務所が事務局となり、NPO等、事業者、市町村 や県出先機関（県土整備事務所、農林事務所、教育事務所等） で構成する地域の連携組織です。地域の諸課題について情報共 有、検討、調整を行い、協働による生物多様性保全等の取組推 進や、地域における活動の担い手を育成します。
環境県民会議	県民団体・事業者団体・行政機関の認識の共有、取り組むべき 方策の検討、連携体制の構築等を行います。会議で決定した環 境活動テーマを基に県民・事業者・行政が一体となった取組を 進めます。
生物多様性アドバイザー	地域環境協議会や様々な主体が行う生物多様性に係る保全、研 究、人材育成、地域づくり等の取組を支援します。

■ 庁内各課の役割

- 自然環境課の役割

戦略推進の総合的な調整を行います。進行管理の責任課となります。
- 保健環境研究所の役割

戦略の施策と連動した調査研究の実施により、専門的分野の施策メニューを推進するとともに、本県の生物多様性に関する調査研究、情報収集等の中核としての役割を担います。また、多様な主体の取組について、専門的観点から技術指導を行います。
- 保健福祉環境事務所

地域の生物多様性施策の推進拠点として、NPO等や事業者、地域の行政機関と連携・協働を図りながら、多様な主体の取組を支援・促進します。
- 各担当課の役割

戦略に基づき、生物多様性配慮の視点を施策に取り入れ、各課の事業を通じて、生物多様性の保全等を進めます。

2. 進行管理

■ 戦略の進行管理

戦略の推進にあたっては、「生物多様性戦略庁内推進会議」において、進捗状況を点検し、現状と課題について部局間の認識の共有を図ります。

特に、個別施策の進行については以下に示すP D C Aサイクルを踏まえ、着実に事業成果の拡大を図っていきます。

【ステップ1：施策の立案（Plan）】

行動計画に掲げられた各施策について、課題の緊急性や施策の進捗状況、効果等を勘案し、立案します。立案にあたっては、県行政の守備範囲や活動領域を整理し、関係主体の主体性や自立性を損なわない施策になるよう考慮します。

【ステップ2：施策の実行（Do）】

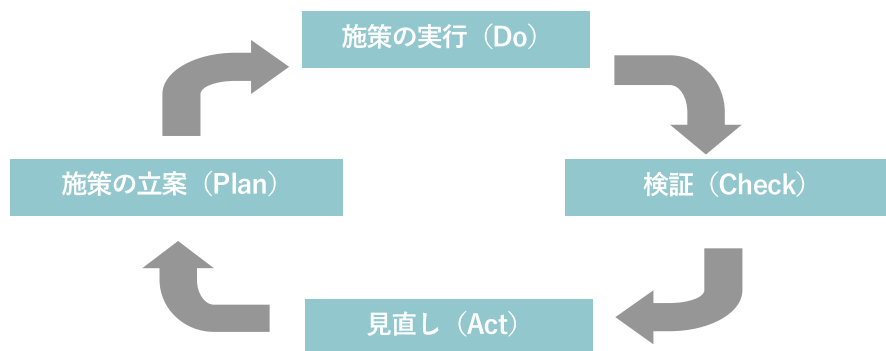
県の役割を踏まえつつ、効果的かつ効率的な施策の実行に努めます。実行にあたっては、生物多様性の社会への浸透や、地域の担い手育成など地域づくりの観点から、NPO等や事業者、教育機関などとの連携を考慮し、事業の相乗効果を図ります。また、事業効果や課題を把握するために、必要なデータを収集します。

【ステップ3：施策の検証（Check）】

施策終了後に、事業効果の検証を行い、改善点や課題を整理します。検証に際しては、ステップ2で収集したデータ等も活用します。

【ステップ4：施策の見直し（Act）】

施策の検証結果をもとに、必要に応じて施策を見直します。



戦略の進行管理におけるP D C Aサイクル

■ 戦略の進捗状況の公表

環境白書において、行動計画の重点プロジェクトの取組状況やその他計画に基づき実施した新たな取組を報告するなど、本戦略の進捗状況を公表します。

また、環境県民会議においても、戦略の取組状況を報告するとともに、生物多様性の浸透や、様々な主体との協力・連携に向けた働きかけを行います。

■ 戦略の点検・評価

計画期間終了後に、5年間の取組による12の目標の達成状況について、数値目標やその他の指標の動向、重点プロジェクト等の実施状況などにより、点検・評価します。

なお、評価にあたっては、必要に応じて有識者の意見を反映することとします。

■ 戦略の改定

戦略の改定にあたっては、広く県民、NPO等、事業者等の意見を聴取するとともに、必要に応じて有識者の意見を聴取し、専門的な知見を反映することとします。

3. 指標

ここでは、4つの行動指針のもとに取り組む12の目標の到達度を把握するための指標を設定します。この指標の達成状況や動向を確認することにより、取組内容を評価します。

(1) 数値目標

取組の達成度が数値化できる定量的な指標を設定します。4つの行動指針ごとにそれぞれ関連性が強い指標を体系化しています。

行動指針	指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)	設定根拠
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1 生物多様性の認知度	60.0%	37.0%	現状値の50%増を目指す
	2 (新) 生物多様性プラットフォーム(ホームページ)のアクセス数	266,100件	177,391件 (2020年度)	現在運用中のホームページ(福岡県の希少野生生物)アクセス件数の50%増を目指す
	3 平尾台自然観察センターの利用者数	44,000人	39,980人 (2018年度)	現状値(コロナによる影響を受ける前の利用者数)の10%増を目指す
	4 (新) こどもエコクラブ登録団体数	200クラブ	143クラブ (2020年度)	年間10件程度の増加を目指す
	5 (新) ふくおか地産地消応援の店の数	2,200店	1,659店 (2020年度)	年間100店の増加を目指す
	6 (新) 家庭系ごみ排出量(一人1日あたり)	516g (2025年度)	528g (2018年度)	現状値から2%減を目指す
	7 (新) 中山間応援サポーター活動への参加者数	240人	71人 (2020年度)	コロナによる影響を受ける前の活動参加者数を参考に、年間20人程度の増加を目指す
2 生物多様性の保全と再生を図ります	8 (新) 条例で保護される指定希少野生動物種の種数	増加を目指す	20種	生息・生育状況調査の結果を踏まえ、必要に応じ指定種の増加を目指す
	9 (新) 有害鳥獣の捕獲者数	3,100人	3,004人 (2020年度)	年間30人程度減少を続けているが、実践的な研修を実施して年間50人の捕獲者を養成し、年間20人の増加を目指す
	10 (新) 侵略的外来種防除リーフレットの発行種数	17種	7種	緊急性の高いものから年間2種の発行を目指す
	11 (新) 公共工事生物多様性配慮事例集の掲載件数	39件	24件	毎年3件程度の増加を目指す
3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります	12 (新) 森林荒廃の未然防止に取り組む面積	累計9,400ha	累計3,700ha (2020年度)	2018～2027年度の10年間で1万haを整備する計画であるため、2026年度までに約9割の整備を目指す
	13 (新) 農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180ha	41,545ha (2020年度)	将来にわたり農用地として利用する土地の6割程度
	14 (新) 藻場・干潟の保全に取り組む人数	850人	758人 (2020年度)	5年間で漁業者100人の増加を目指す
	15 (新) 「エコ事業所」登録事業所数	2,974事業所	2,374事業所 (2021年度当初)	年間100事業所程度の増加を目指す
	16 (新) 温室効果ガス総排出量の削減率	38.3%	22.9% (2018年度)	2030年度における福岡県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する計画であるため、2026年度に38.3%の削減を目指す
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	17 生物多様性アドバイザー派遣実績数	75件 (5年間累計)	50件 (4年間累計)	年間15件の派遣を目指す
	18 (新) 生物多様性地理情報システムへの登録データ数	33,000件	28,000件	年間1,000件程度の登録を目指す

(2) 参考となるその他の指標

戦略の計画期間である2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間の情勢変化を把握するため、(1)の数値目標のほかに、以下の指標を設定します。

行動指針	指標項目	現状 (2021年度)
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1 県立森林公園利用者数	40万6千人 (2020年度)
	2 (新) 森林環境教育の講師派遣回数	12回 (2020年度)
	3 (新) エコファミリー登録人数	6,374人 (2020年度)
	4 (新) 自然環境や生物多様性の保全活動に参加したことがある人の割合	10.3%
2 生物多様性の保全と再生を図ります	5 自然環境保全地域の面積	134.1ha
	6 (新) 自然公園指導員・環境保全指導員の人数	合計59人
	7 鳥獣保護区的面積	63,302㎡
	8 都市公園の面積	4,725ha (2020年度)
	9 特別緑地保全地区の面積	204.6ha (2020年度)
	10 風致地区の面積	13,636ha (2020年度)
	11 緑の基本計画策定市町村数	27市町村 (2020年度)
	12 天然記念物(国・県・市町村指定)	316件 (2020年度)
	13 県施設における絶滅危惧動植物の生息域外保全種数	12種
	14 (新) アライグマ生息確認市町村数	累計46市町村 (2020年度)
	15 (新) アライグマ捕獲頭数(狩猟を除く)	2,212頭 (2020年度)
	16 多自然川づくりの整備件数	26か所、21河川 (2020年度)
3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります	17 (新) 広葉樹植栽面積(5年累計)	367ha (2020年度)
	18 放置竹林・侵入竹整備面積	212ha (2019年度)
	19 (新) 減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積	11,089ha (2020年度)
	20 (新) 木質バイオマスのエネルギー源としての利用量	94千㎡ (2020年度)
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	21 (新) 地域環境協議会による情報交換・企画会議、環境保全活動等の実施件数	23件 (2020年度)
	22 都市、河川やため池等の生物多様性の状況がわかる指標の件数	2件